

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名）

第三者評価の判断基準

長野市青木島保育園

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態

コメントで良い事例は、取組みの余地がある場合は で表示しています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の作成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a)	<p>1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</p> <p>2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。</p> <p>3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。</p> <p>4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。</p> <p>5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。</p>	・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法等の趣旨を踏まえた「長野市保育理念」「基本方針」を基に、園の目標として「青い空の下、のびのびと遊ぶ子ども」「気持ちの優しい子ども」「自分で考えて行動できる子ども」「よくかんでおいしく食べる子ども」「毎日、おいしく給食を食べる子ども」を掲げ、目指す姿として具体的に取り組んでいます。それらを基に、子どもの発達過程、家庭状況、地域の実態などを考慮し全職員が参画し「全体的な計画」を作成しています。「全体的な計画」に沿って年齢別の「年間指導計画」を4期に分けて作成し、より具体的に月週案を作成し、実践に繋げています。保育理念、目標等は保育室に掲示し、職員の意識の高揚を図り、年度末には全職員で「全体的な計画」の評価、見直しを行い、子どもの発達に応じた計画を検討し、新年度に繋げています。

<p>(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>b)</p>	<p>6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</p> <p>7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>9 内装等には、木材を利用している。</p> <p>10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p>	<p>・園内の環境管理の手順を「保育環境マニュアル」として文書化しています。また、具体的な管理内容は「保育環境チェック項目」「トイレ・水回りの環境チェック表」「寝具の衛生チェック表」として、落とし込まれています。</p> <p>・「保育環境マニュアル」を基に、各保育室に温湿度計があり、必要に応じて換気やサーキュレーターの使用、冷暖房の温度調整を行い快適な環境を整えています。</p> <p>冷暖房を使用し、快適な環境を心がけていますが、外気温が高すぎる日は保育室の気温が適温にならないことがあります。</p> <p>・保育室に光が入りにくく、電気をつけても暗く感じることがあります。</p> <p>・「安全点検表」「寝具の衛生チェック表」を用いて点検し、寝具は定期的に持ち帰ってもらい衛生に気をつけています。</p> <p>・食事と睡眠の空間が分けられ、安心して過ごせるようにしています。</p> <p>・保健マニュアル記載の清掃方法に基づき毎日清掃をし、「トイレ環境チェック表」「水回りチェック表」に記録しています。怪我をしそうな箇所は安全ガードを貼る等対応しています。</p>
	<p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a)</p>	<p>13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</p> <p>14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</p> <p>15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</p> <p>17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>18 せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p>	<p>・子どもの発達段階や家庭環境等を把握し、一人ひとりに寄り添いながら環境を整え援助しています。「家庭の調べ」や個別懇談を基に、一人ひとりの状況を把握して個別の指導計画を作成し、子どもの状態に応じた保育を行っています。</p> <p>・「言葉のマニュアル」「例文集」を作成し、言葉使いの標準化に努めています。</p> <p>・保育士は子どもの要求や不安定な気持ち等を受容的に受け止め、子ども自身で気持ちが切り替えられるように寄り添いながら対応しています。年齢や月齢に合わせて分かりやすい言葉がけを行い、子どもが理解をし、自ら行動できるように工夫しています。</p> <p>・「子どもを尊重する保育～保育士のかかわり～」等で言葉の大切さ、言葉遣いや話し方等を学び、否定的な言葉や急かす言葉、制止する言葉は使わないようにしています。</p> <p>・異年齢保育、個別支援が必要な子どもも全て受入れインクルーシブな保育を実践しています。</p>

<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a)</p>	<p>19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</p> <p>20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</p> <p>21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</p> <p>22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</p> <p>23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄、睡眠、衣服の着脱等、一人ひとりの発達段階を把握した上で、寄り添いながら基本的な生活習慣が身につけられるように環境を整備し援助しています。 ・子どもが自分で気づき動くことができるような視覚支援や動線に配慮した環境作りを行い、難しいところはさりげなく援助しながら、自分でできた喜びを感じ意欲に繋げています。 ・絵本等の教材などを用いて、「自分の体について」、「健康の大切さについて」を理解できるように伝えていきます。 ・その日の一人ひとりの体調や状態に合わせて休息や早めの午睡等を行えるようにしています。
<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a)</p>	<p>24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</p> <p>25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</p> <p>26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</p> <p>27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</p> <p>28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</p> <p>29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</p> <p>30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</p> <p>31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自分で取り組むことができる環境づくりに配慮しています。 ・年齢に合わせて、保育の中で一緒に考えたり、作ったりする活動を取り入れています。 ・夏まつりや運動会などの行事では、子ども同士が話し合い、主体的な保育を進めることができるようにしています。 ・ままごと遊びやブロック遊びのコーナーを作り、保育士が仲立ちとなり友達と関わることのできる機会を大切にしています。 ・暑さ指数を測定し、戸外に出れる日は積極的に出て遊んでいます。 ・戸外遊びや散歩に出かけることで、草花や木の実、虫等に触れ合う機会を設けています。 ・おはなしバスケットさんと定期的な交流を行うことで、地域の人とのふれあいや物語に興味・関心を持てるようにしています。 ・好きな時に作ったり描いたりできるよう環境を整えています。

			<p>32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</p> <p>33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</p>	
<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a)	<p>34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</p> <p>35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</p> <p>36 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。</p> <p>37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</p> <p>38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</p> <p>39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</p>	<p>・「未満児保育マニュアル」を基に、生理的欲求が満たされる保育を行っています。一人ひとりの発達を把握しながら、個別指導計画を毎月作成し、保育と教育が一体的に展開されるよう、保育内容や方法に配慮しながら実践しています。</p> <p>・0歳児は混合クラスになっていますが、安心して生活が送れるように、室内での空間の確保や年齢に合わせた関わりが持てるようにゆったり過ごせる場所を作っています。</p> <p>・0歳児は言葉で気持ちを伝えることができないため、表情やしぐさから子どもの気持ちを察し代弁して関わるようにしています。</p> <p>・子どもが安心して過ごせるよう、特定の保育士が応答的に関わっています。</p> <p>・室内で探索活動を十分に楽しめるように、遊びのコーナーを作り、また手指や身体を使って遊べるように、手作り玩具や環境を整えています。</p> <p>・朝夕の送迎時や毎日の連絡機能でのやりとりで、離乳食や睡眠等の情報共有をこまめに行っています。</p>	
<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a)	<p>40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</p> <p>41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</p> <p>42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</p> <p>43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</p> <p>44 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。</p>	<p>・毎月、個別指導計画を作成し、子どもの発達に合わせて保育内容や方法に配慮しながら保育を行っています。</p> <p>・子どもが自分から行動しやすい環境を整え、自分でできた喜びを感じられるようにしています。</p> <p>・子どもが興味を示しそうな玩具を用意し、保育士が子ども同士のやり取りの仲立ちをしています。</p> <p>・友達との関わりの中で、子どもの気持ちを受け止めて代弁したり、気持ちを伝えたりしています。</p> <p>・異年齢の子ども同士の関わりや調理師、保育士などとの関わりを大切にしています。</p> <p>・実習生や中学生、高校生の職場体験などを通して、さまざまな人と触れ合う機会を大切にしています。</p>	

			<p>45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</p> <p>46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</p>	
<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a)	<p>47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</p>	<p>・各年齢において、適切な関わりができるように、保育所保育指針等に基づき職員研修を行っています。</p> <p>・ままごと遊びやブロック等のコーナー遊びでは、保育士が見本となり、子ども達が遊びに関わりやすい環境づくりをしています。</p> <p>・子ども同士の話し合いの時間を取り入れたり、協働の機会を作ったりして、お互いを認め合いながら、ひとつのことがやりとげられるよう支援しています。</p>	

<p>障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b)</p>	<p>51 建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。</p> <p>52 障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</p> <p>53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</p> <p>54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>57 職員は、障がいのある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</p> <p>58 保育所の保護者に、障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p>	<p>園舎が古く、バリアフリーやスロープ等の設備がない場所があります。必要時には仮設スロープの借用や人的支援を行う体制が整えてあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育業務支援システム」の中の「発達記録」でその子の発達状況を把握し、具体的な支援方法についてカンファレンスを行っています。共育ちを念頭に置きながら個別の支援計画を作成し、自己発揮できるように一人ひとりの状態に合わせて支援を行っています。 ・配慮が必要な子どもに対し、生活がしやすいよう、視覚的な環境を整えるなどし、必要以上の刺激を与えないような工夫をしています。 ・特別支援教育・保育コーディネーターを園内に配置し、子どもの様子を見て、担当者への助言や相談支援を日常的に行っています。更に、専門講師による講演動画を職員会議で活用し、知識や技術を学び、園全体で統一した支援体制を整えることで、保育の質の向上につなげています。 常勤職員だけでなく、パート保育士にも、資料を通して共通理解を図り、一貫した支援が出来るように工夫しています。 ・個別支援計画を立案し、環境整備や援助の方法を考え、共育ちによりクラス全体で成長できるように支援しています。特別な配慮が必要な子どもについては、「にこにこ園訪問」でこども総合支援センターの職員に相談し、指導を受けています。保護者には「にこにこ園訪問」や「教育相談」、「言語相談」など、必要な情報を提供し、希望者には相談の機会を設けています。
<p>それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>		<p>59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育利用児が多いため、「保育マニュアル」に基づき、日中、体を休める時間を大切に、一人ひとり(年齢や発達)に合わせた活動内容に配慮しています。 ・担当保育士への引継ぎは口頭やメモにより、担任は昼間の様子を確実に伝え、用紙は引継ぎノートに保管しています。保護者には日中の様子をしっかりと伝え、内容により担任が直接伝えていきます。長時間にわたる保育の子どもの状況については、担当者が口頭で担任に伝えていきます。

		a)	<p>62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	
	<p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a)	<p>66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<p>・青木島小学校との情報交換の機会として、幼保小連携会議、幼保小連絡会、アプローチカリキュラム公開保育、スタートカリキュラム公開授業等があり、青木島小学校と相談しながら、就学に向けた保育と支援を行っています。</p> <p>・小学校の教師が保育の参観や懇談会に参加し、連携した取り組みを行っています。</p> <p>・保育要録は年長児担任が園長、保育主任と相談して作成し、小学校へ引き継いでいます。保護者には希望に応じて個別懇談を行い、就学後の子どもの生活に見通しを持てるようにしています。</p>

<p>(3) 健康管理</p>	<p>子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a)</p>	<p>71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</p> <p>72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</p> <p>73 子どもの保健に関する計画を作成している。</p> <p>74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</p> <p>75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</p> <p>76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</p> <p>77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</p> <p>78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</p>	<p>・公立園としての「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」や保護者との個別懇談会等で健康状態を把握しています。「保健マニュアル」に基づき「保健計画」を作成し、発育測定、歯科健診、内科健診、視力検査（4、5歳児）、尿検査（4、5歳児）、毎月の体重測定を実施し、日ごろの身体の様子を把握し、発育や発達に適した生活を送る指標として職員間で確認しています。体重を含めた発育測定の結果は「保育業務支援システム」に記録し、保護者は測定結果などの情報を知ることができます。</p> <p>・歯科健診・内科健診・発育測定（身長・体重・胸囲・頭囲測定）は年2回、体重測定は毎月、視力測定と尿検査を4・5歳児に年1回行っています。子どもの怪我や体調変化時は、看護師がフローチャート等に基づき園長に報告し、保護者にも速やかに連絡をし、降園後の状態の確認も行っています。健康に関する取り組みや情報は「入園のしおり」や「園だより」、「保健だより」に掲載して配信しています。また、感染症の発生時には、発生状況を保護者に配信し、園内にも発生状況を掲示しています。</p> <p>・換気や玩具の消毒、身の回りの拭き掃除等を小まめに行い、感染症の予防に努めています。SIDS（乳幼児突然死症候群）の研修を行い、未満児は5分間隔、幼児は30分間隔で午睡チェックを行い、記録しています。保護者にはSIDSへの取り組みについておたよりや懇談会で情報提供し、11月の防止月間にポスターを掲示して注意を促しています。</p>
	<p>健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a)</p>	<p>79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p>80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p>81 家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p>	<p>・内科健診、歯科健診、発育測定（身長・体重・胸囲・頭囲測定）は年2回、体重測定は毎月、年中・長児は視力検査・尿検査を行っています。健診結果は「保育業務支援システム」に入力し、職員が身体測定結果の推移を確認し、職員会議でも周知を図っています。幼児は歯科衛生士から歯の大切さや歯磨きの仕方などの指導を受け、日々の虫歯予防に努めています。保護者には結果を配信し、必要に応じ受診を勧めます。</p>

	アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a)	82	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー児については厚生労働省の「ガイドライン」や「誤食を防ぐための配膳手順」を基に、食事の提供を行っています。 ・除去食提供については保護者と園長、栄養士、調理員等が入園前に面談を行い、主治医が記入した生活管理指導表を基に確認を行っています。保護者には毎月の献立表の確認とアレルギーチェック表の記入をもらい、安全な食事を提供しています。 ・年度初めに全職員で食物アレルギー児の状況、情報について職員会議で周知しています。調理員等がアレルギー研修に参加して学んだことを園内研修で伝え、職員間で共通理解を図っています。 ・食事提供については調理員、保育主任(園長)、担任で確認を行い、引き渡し時にダブルチェックを行っています。給食室から直接専用トレーに乗せたものを担任が運び、トレーごと机に置いて職員の見守りの中で食べるようにしています。 職員は除去食を提供する日に事務室の連絡表を見えています。また、担当クラスに対象児がいない時にも確認を行っています。アレルギーについては幼児にはわかりやすく説明し、未満児については保護者に説明し理解を図っています。
(4) 食事	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a)	88	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・園目標の一つに「毎日、おいしく給食を食べる子ども」を掲げ、「全体的な計画」「月週案」に年齢に応じた食に関する具体的な計画を立て取り組んでいます。 ・毎月の食育の日(19日)、6月の食育月間等の取り組みから、食に対しての関心を深めることができるように工夫しています。 ・「未満児給食の手引き」や指針に基づいて、「食事調査票」の作成を行い、調理師と話し合いながら一人ひとりの様子に合わせて食事の援助をしています。 ・子どもの食生活や食育に関する取組について「食育だより」や「園だより」で家庭にも伝えていきます。
			83	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
			84	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
			85	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
			86	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
			87	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
			89	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
			90	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
			91	食器の材質や形などに配慮している。	
			92	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	

			<p>93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</p> <p>94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</p> <p>95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</p>	
子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a)	<p>96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</p> <p>97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</p> <p>98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。</p> <p>99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</p> <p>100 季節感のある献立となるよう配慮している。</p> <p>101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</p> <p>102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</p> <p>103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</p>	<p>・栄養士の指導のもと、県内産の食材を使用できるよう給食担当者がチェックしています。</p> <p>・「残食記録」等は調理師が作成し、各担任は、子どもの食べる量や好き嫌いなどの状況を把握し、無理なく食べられるように配慮しています。</p> <p>・調理室の衛生管理は「衛生管理のチェック表」「給食の手引き」に基づき、決められた管理を行っています。また、園長が残食調査等の内容を定期的に評価し、栄養士と共有することで献立作成や調理の改善に繋げています。</p> <p>・その日の給食とおやつサンプルを玄関に展示しています。お迎えの際に、多くの保護者が食事内容を確認することで、日々の安心や信頼につながっています。</p> <p>・行事に合わせた献立や誕生会メニュー等特別食も取り入れています。献立検討委員会で子ども達の声や食べ具合について確認し、献立や調理に反映させています。地域の郷土食（おやき、にらせんべい、やししょうま、すいとん等）を給食やおやつとして提供しています。</p> <p>・市の栄養士の巡回訪問や給食の試食に加え、調理員が子どもの食事状況を直接見ること、反応を直接献立に反映させています。</p>	

2 子 育 て 支 援	(1) 家庭との緊密な連携	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a)	<p>104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</p> <p>105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</p> <p>106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。</p> <p>107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育業務支援システムの連絡機能で、未満児は園と家庭の様子について情報交換をし、幼児はクラスごとに活動の様子を毎日配信しています。毎日の送迎時にも情報共有を密に行っています。 ・毎月の「園だより」には月のねらい、行事、子育て情報などを掲載し、年4回の「クラスだより」では保育内容や成長の様子などを伝え理解を図っています。 ・「やまほいくポータルサイト」に定期的に投稿し、保育の発信を行っています。 ・保護者には個別懇談、クラス懇談会、保育参加、行事など、子どもの様子を知る機会を設け、子どもの成長を共有しています。個別懇談の情報や相談内容は記録し、保護者の意向を職員間で共有しています。
	(2) 保護者等の支援	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a)	<p>108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</p> <p>109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</p> <p>110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</p> <p>111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</p> <p>112 相談内容を適切に記録している。</p> <p>113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登降園時には、園長、保育主任が園舎入口に立ち保護者に声を掛け、困っていることや悩んでいることなどを相談できるよう丁寧に接しています。担任も子どもの様子を具体的に伝えながら保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築いています。 ・4月の個別懇談では「いつでもご相談ください」と担任から伝えていきます。悩みを抱える保護者に関しては担任・園長・主任で共有し、保護者の就労時間を考慮した上で、相談する場を設けるようにしています。 ・「意見（要望）への対応マニュアル」があり、「相談・意見・苦情受付記録」も整備し、内容については守秘義務を守り適切に保管しています。相談や苦情を受けた職員はその内容を記録し、園長、保育主任に報告をし助言を受けています。必要に応じて職員会議で共有し、園全体で支援に努めています。

		<p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>b)</p>	<p>114</p>	<p>虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</p>	<p>・長野市公立認定こども園・保育所マニュアルにある「虐待を発見するための園での1日のチェックポイント」を活用し、子どもの服装、身の回りの衛生面、食事の様子、発育状況、表情などを観察し、兆候を見逃さないように心掛けています。 ・虐待が疑われた場合は、「虐待対応マップ」に従い、園内で情報を共有し、福祉政策課（篠ノ井分室）や児童相談所、保健センター等の関係機関と連携を取り対応できるようにしています。 ・実際に虐待と思われる時には経過を追って情報共有できるように「園児虐待に関する報告書」「児童の損傷等の状態に関する記録」に記すようにしています。虐待の可能性がある場合は一家庭状況を把握し、兄弟関係がある場合は小学校などとも連携をとり、地域として経過観察を継続し、家庭を見守る姿勢を大切にしています。 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインが令和7年8月改定されました。また保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について令和7年10月1日から施行されています。新しい制度について引き続き職員研修を充実されることを期待します。</p>
<p>3 保育の質の向上</p>	<p>(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a)</p>	<p>121</p>	<p>保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</p>	<p>・「月週案」で日々の保育の自己評価を行い、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めています。 ・職員会議、幼児職員会議、未満児職員会議でも保育の実践の報告と振り返りを行い、年度末には子どもの姿を職員間で確認し次年度の「全体的な計画」の立案に反映させています。 ・保護者アンケートの結果を踏まえ、園全体の課題を見つけ、その解決に向けて園内研修や面談を実施しています。 ・福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じ職員の自己評価を年1回行い、園全体の評価に繋げ、職員会議で検討し、次年度の事業計画に反映させています。 ・職員は自己研鑽のため、決められた内部研修・市職員研修だけでなく、自主的に外部のオンライン研修などに参加し専門性の向上に努めています。今年度、第三者評価を受審し、結果を保護者に報告するとともに、全体的な計画に反映させ、利用者満足度の向上に繋げています。</p>
				<p>115</p>	<p>虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</p>	
				<p>116</p>	<p>虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</p>	
				<p>117</p>	<p>職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</p>	
				<p>118</p>	<p>児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</p>	
				<p>119</p>	<p>虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</p>	
				<p>120</p>	<p>マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</p>	
				<p>121</p>	<p>自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p>	
				<p>122</p>	<p>保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</p>	
				<p>123</p>	<p>保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</p>	
				<p>124</p>	<p>保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p>	
				<p>125</p>	<p>保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>	
				<p>126</p>		